

## 【中期目標・中期計画について】

### 1 根拠法・条文

地方独立行政法人法 第25条（中期目標） 第26条・第83条（中期計画）

### 2 概要

地方独立行政法人制度においては、設立団体の長（筑西市長）は法人（西部医療機構）に対し、法人が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）を指示し、法人はこの目標に基づき、目標を達成するための計画（中期計画）を作成し、これに基づいて業務を遂行していく仕組みである。

### 3 中期目標とは（法第25条）

中期目標とは、地方独立行政法人の設立団体の長が3～5年以下の期間を定めて、法人が業務運営に関して達成すべきと考える目標を市議会の議決を経て定め、法人に指示するもの。

中期目標は、法人が中期計画を策定する際の指針及び法人の業務の実績を評価する際の基準となる。

### 4 中期計画とは（法第26条・第83条）

中期計画とは、地方独立行政法人が設立団体の長から指示された中期目標を達成するための具体的な計画であり、法人は中期目標を踏まえて作成し、設立団体の長が認可する計画のこと。なお、認可にあたり公営企業型の地方独立行政法人においては、議会の議決を経る必要がある。

法人は設立団体から指示された中期目標を達成するため、法人自らが定めた中期計画に従い、自主性・自律性を持って業務を実施するものである。

### 5 中期目標と中期計画の各項目の関係

中期目標（法第25条）	中期計画（法第26条、第83条）
中期目標の期間	（中期目標の期間と同じ）
住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
業務運営の改善及び効率化に関する事項	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
財務内容の改善に関する事項	予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画
	短期借入金の限度額
	重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
	剰余金の使途
	料金に関する事項
その他業務運営に関する重要事項	その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項